

「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づく各種補助事業等の状況について

令和2年度より運用している「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、各種補助金等の実施状況を取りまとめたもの。

1. 負担金、分担金、会費等について（種類別A）

- ・全国及び県等組織、複数の自治体にまたがる組織へ加入していることから、南砺市のみ減額することは難しいとして区分している。
- ・総会などで提出される事業報告等を注視し、対象事業費に不適切な支出や多額の繰越金、目的が明確でない基金や他団体等への負担金などがある場合は、会費の見直しについて検討を促していくこととしている。

2. 公益性が非常に大きいと認められる団体（種類別B）

- ・基本的に予算要求に基づき、前年度実績等も踏まえ予算化を行っている。（補助率等の上限は設けていない。）
- ・対象団体（下記のとおり） 8団体
地域づくり協議会連合会、交通安全協会、防犯協会、商工会、友好交流協会、観光協会、体育協会、社会福祉協議会

3. 上記以外の補助金 ⇒ 各種補助金等の見直し状況一覧の右端欄「種類別」に下記番号を記載

- ①制度的補助金 ⇒ 制度のとおり支出（補助率が1/2以上のものもある）
- ②補助金のあり方（性質含む）を見直すもの ⇒ 区分の変更、性質に合った支出に変更
- ③3年間の経過措置期間中に廃止となるもの
- ④補助率が1/2（実質1/2）以下のもの
- ⑤次年度より補助率及び補助単価、補助上限額が1/2以下に変更されるもの
- ⑥3年間の経過措置期間中に段階的に削減するもの
- ⑦他市との比較の結果、同等程度の補助率であることから、当該制度のままとなるもの
- ⑧隔年で生じるもの ⇒ 対象年度の前年度に補助制度の協議、調整を図る
- ⑨コロナ対策事業として時限的な措置であるもの

各事業実施団体等からの実績報告書等を注視し、ガイドラインに沿わない補助金の支出がないか再度確認を行う。多額の繰越金、目的が明確でない基金や他団体への負担金などがあった場合は、補助額の見直しについて検討を行う。

団体運営費的補助金は、対象事業費の精査を行い、真に必要な事業費に対しての補助となるよう、毎年、見直し及び調整を実施する。

4. 一覧表の見方

- ①担当課名、補助金等名称、交付目的・内容、区分名、R1 決算額、R2 予算額、R2 決算見込額、R3 予算要求額、補助率（現行）、補助金等の見直し状況（今後の方向性）、種類別の項目で表示。
- ②負担金、分担金、会費等（種類別A）については、義務的支出として捉えているため、補助率（現行）及び補助金等の見直し状況（今後の方向性）欄の記載はなし。
- ③補助金・交付金については、補助率が既に1/2以下のものについては、補助金等の見直し状況（今後の方向性）欄への記載はないが、補助率1/2以上のものについては、補助率の考え方等を記載。

※参考（一覧表中の各種別における関係補助金等の数）

A	B	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
283	8	67	1	9	164	0	32	2	3	28	597

※一部事務組合負担金や施設の電気料金・水道料金、各種事業・研修等への参加負担金等、義務的経費の要素が明白なものについては、補助金ガイドラインの対象外としており、未記載。